

◎新潟県告示第243号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、新潟県奨学金の返還に係る未収金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務の範囲  
新潟県奨学金の返還に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所  
弁護士法人 一番町綜合法律事務所  
東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
- 3 委託期間  
平成31年4月1日から令和4年3月31日まで